

※抜粋

函館市告示第312号

平成24年函館市告示第380号の一部を改正し、平成28年11月1日から施行する。

平成28年10月5日

函館市長 工藤 壽 樹

- 1 広告景観整備地区の区域
次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を函館市都市建設部まちづくり景観課に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 基本方針
 - (1) 歴史的な町並み景観の保全
歴史的な町並み景観に配慮した広告物により、広告景観整備地区の良好な景観の保全を図る。
 - (2) 魅力ある都市景観の創出
優れたデザインの広告物により、広告景観整備地区の良好な景観の向上を図る。
- 3 許可基準
別表第1に定めるとおりとする。
- 4 誘導基準
別表第2に定めるとおりとする。

別表第1

種 別		許可基準	
		第1区域	第2区域
共通基準	用途	次に掲げる施設への案内を目的とした広告物またはこれを掲出する物件（以下この表において「特定施設への案内表示」という。）であること。 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条に規定する各種学校 2 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所ならびに同法第2条第1項に規定する助産所 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業に係る施設 4 博物館法（昭和26年法律第285号）第	条例第7条第4号に掲げるもの（以下この表において「自家用広告物」という。）または特定施設への案内表示であること。

	<p>2条に規定する博物館</p> <p>5 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設</p> <p>6 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館業に係る施設（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設を除く。）</p> <p>7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5号に規定する旅客施設</p> <p>8 函館市都市景観条例（平成7年条例第55号）第17条第1項に規定する景観形成指定建築物等、同条例第21条の2第1項に規定する景観登録建築物および同条例第26条第2項に規定する伝統的建造物</p> <p>9 市とまちづくりや防災などの協定を締結し、協定履行のため案内が必要な施設（協定内容等を表示する広告物またはこれを掲出する物件に限る。）</p> <p>10 函館市まちかど観光案内所開設要綱に基づき開設する施設（まちかど観光案内所を表示する広告物またはこれを掲出する物件に限る。）</p> <p>11 その他市長が認める施設</p>	
電光掲示板	表示面積が1平方メートル未満で、かつ、激しい点滅を伴わないものであること。	
景観への配慮	<p>1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。</p> <p>2 一の建築物等に複数の広告物等の表示等をする場合は、形態および色彩をそろえる等、互いの調和に配慮しているものであること。</p>	

		3 点滅灯および回転灯の類いは、広告物に附帯していないものであること。ただし、安全のために必要な場合は、この限りでない。
	色彩	<p>1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。</p> <p>2 広告物の地色は日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条に規定する日本工業規格をいう。別表第2において同じ。）Z8721で定める彩度8以下、文字等の色は彩度10以下のもので、使用する色の数は、できるだけ少ないものであること。</p> <p>3 蛍光および発光を伴う塗料または材料を使用しないものであること。</p>
固定 広告 物	屋上広告物	<p>許可しない。</p> <p>1 自家用広告物で、屋上構造物（階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分をいう。別表第2において同じ。）の壁面に表示する文字またはロゴマークであって、デザインに配慮されたものであること。</p> <p>2 特定施設への案内表示は、許可しない。</p>
	地上広告物	<p>1 1面の表示面積が5平方メートル以内で、かつ、表示面積が10平方メートル以内および高さが5メートル以下のものであること。</p> <p>2 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、取付け壁面の高さを超えないものであること。</p> <p>3 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるもの以外のものにあつては、設置する壁面の外郭線を超えないものであること。</p>
	壁面広告物	<p>1 表示面積が取付け壁面の面積の3分の1または50平方メートルのいずれか小さい数値以内のものであること。</p> <p>2 建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、地上からその上端までの高さ（以下この表において「地上からの高さ」という。）が10メートル以下で、かつ、取付け壁面の高さを</p>

			超えないものであること。 3 建築物等の壁面から突き出して設置されるもの以外のものにあっては、設置する壁面の外郭線を超えないものであること。
簡易 広告物	立看板	1 事業所につき2基以内とし、縦1.8メートル以下、横0.9メートル以下および地上からの高さが2メートル以下のもので、道路と平行に立てかけられたものであること。	
	電柱 広告物	巻付け 広告物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.8メートル以下で、かつ、その下端の高さが地上から1.5メートル以上のものであること。
		突き出し 広告物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.2メートル以下、横0.45メートルおよび出幅0.6メートル以下（消火栓標識柱を利用する場合にあっては、縦0.4メートル以下および横0.8メートル以下）で、その下端の高さが歩道上では3メートル以上、車道上では4.5メートル以上のものであること。
	広告幕 広告網	許可しない。	
	アドバルーン 広告物	許可しない。	
	のぼり	1 事業所につき2基以内とし、縦1.8メートル以下、横0.6メートル以下および地上からの高さが2メートル以下のものであること。	

備 考

- 平成24年函館市告示第380号（以下「平成24年告示」という。）の施行の際に現に函館市屋外広告物条例（平成17年函館市条例第41号。以下「条例」という。）第6条第1項、第6項または第7項の許可を受けて適法に表示されている広告物または適法に設置されている掲出物件で、平成24年告示の許可基準欄に定める基準（以下「平成24年基準」という。）または平成28年函館市告示第312号（以下「平成28年告示」という。）の許可基準欄に定める基準（以下「平成28年基準」という。）に適合しないこととなるものについては、当該表示されている広告物または設置されている掲出物件に係る許可の期間の満了後に同条第6項の規定により引き続き受けようとする3回目までの許可の満了までの間は、平成24年基準または平成28年基準は適用せず、函館市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成24年函館市規則第90号）による改正前の函館市屋外広告物条例施行規則（平成17年函館市規則第62号）第3条に規定する許可基準の例によるものとする。
- 平成28年告示の施行の際に現に条例第6条第1項、第6項また

は第7項の許可を受けて適法に表示されている広告物または適法に設置されている掲出物件で、平成28年基準に適合しないこととなるものについては、当該表示されている広告物または設置されている掲出物件に係る許可の期間の満了後に同条第6項の規定により引き続き受けようとする3回目までの許可の満了までの間は、平成28年基準は適用せず、平成24年基準の例によるものとする。

- 3 平成28年告示の施行の際現にされている条例第6条第1項、第6項または第7項の規定による許可の申請により、平成28年告示の施行の日以後に許可を受けて表示する広告物または設置する掲出物件で、平成28年基準に適合しないこととなるものについては、当該表示する広告物または設置する掲出物件に係る許可の期間の満了後に同条第6項の規定により引き続き受けようとする3回目までの許可の満了までの間は、平成28年基準は適用せず、平成24年基準の例によるものとする。

別表第2

種 別		誘導基準
共通基準	電光掲示板	表示面積が1平方メートル未満で、かつ、激しい点滅を伴わないものであること。
	景観への配慮	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。 2 一の建築物等に複数の広告物等の表示等をする場合は、形態および色彩をそろえる等、互いの調和に配慮しているものであること。 3 点滅灯および回転灯の類いは、広告物に附帯していないものであること。ただし、安全のために必要な場合は、この限りでない。
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。 2 広告物の地色は日本工業規格Z8721で定める彩度8以下、文字等の色は彩度10以下のもので、使用する色の数は、できるだけ少ないものであること。 3 蛍光および発光を伴う塗料または材料を使用しないものであること。
個別基準	自家用広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋上広告物にあつては、屋上構造物の壁面に表示する文字またはロゴマークであつて、デザインに配慮されたものであること。 2 壁面広告物のうち建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、取付け壁面の高さを超えないものであること。 3 壁面広告物のうち建築物等の壁面から突き出して設置されるもの以外のものにあつては、設置する壁面の外郭線を超えないものであること。 4 簡易広告物にあつては、簡易広告物の許可基準を満たしているものであること。